

静岡市



公園樹木

管理指針（案）



令和8（2026）年3月

目次

第1章	～はじめに～	1
1-1	指針の目的	1
1-2	位置づけ	2
1-3	対象とする公園と樹木	4
1-4	本指針の構成	5
第2章	～公園樹木の効果について～	6
2-1	公園樹木の効果	6
第3章	～公園樹木の目指すべき理想の姿～	10
3-1	目指すべき理想の姿（樹木の状態）	10
第4章	～公園樹木の現状と課題～	13
4-1	公園樹木の現状（事実）	13
4-2	公園樹木の問題点（困りごと）	15
4-3	公園樹木の課題	18
第5章	～公園樹木管理の基本方針～	20
5-1	公園樹木管理の基本方針	20
第6章	～公園樹木管理の将来像～	25
6-1	本指針の活用	25
6-2	関係者の役割と連携	25
6-3	計画的・継続的な推進の考え方	26
6-4	取組の具体化と推進	26
6-5	公園樹木管理の将来像	27

第1章 ～はじめに～

1-1 指針の目的

「静岡市公園樹木管理指針」（以下、本指針）は、静岡市が公園樹木をどのように大切に考え、これからどのように守り育てていきたいのか、その思いを市民の皆さまにお伝えするためのものです。

公園の樹木は、木陰や景観をつくり、私たちの暮らしに安らぎや季節の変化をもたらす、身近で大切な存在です。その一方で、樹木の成長や環境の変化により、これまでと同じ関わり方だけでは難しい場面も増えてきています。

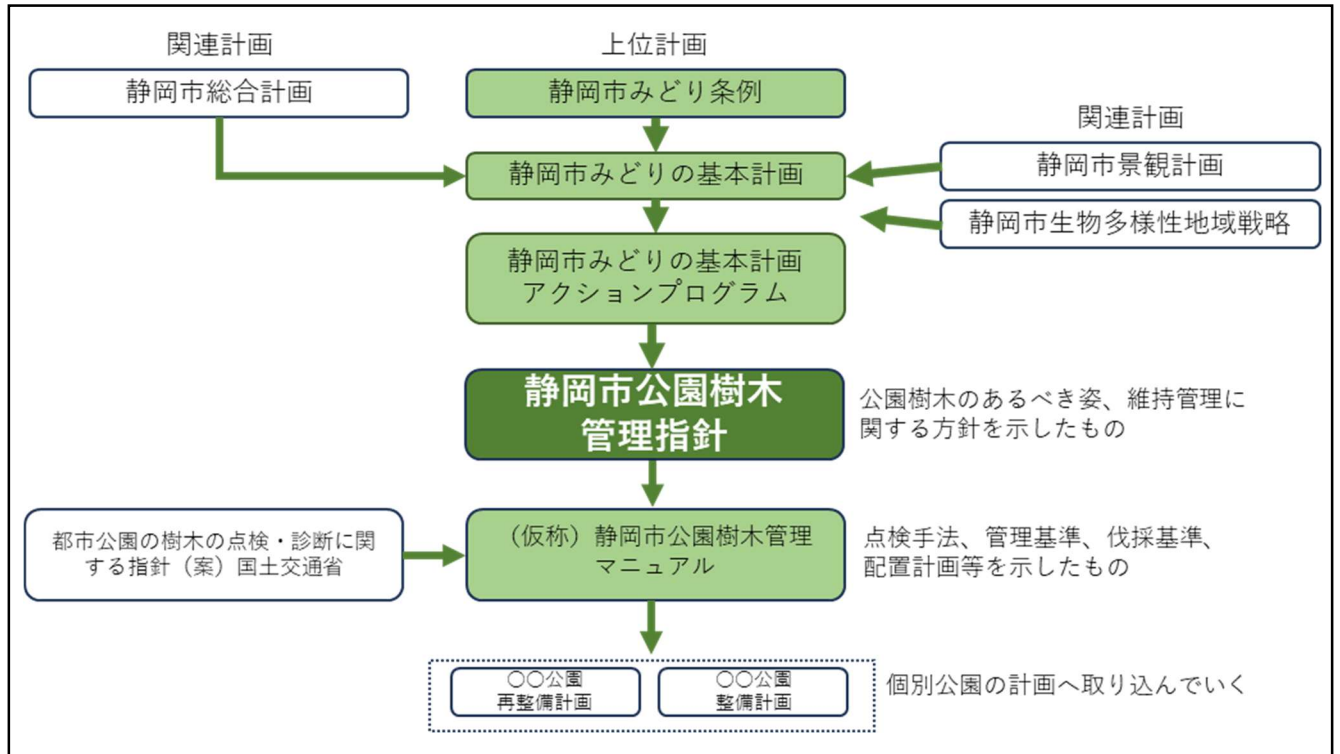
だからこそ、公園樹木を「管理されるもの」としてではなく、私たち一人ひとりが関わり、考え、「支えていく存在」として捉えることが大切です。

本指針では、公園樹木の価値を将来に引き継いでいくための基本的な考え方や方向性を整理しています。この指針をきっかけに、公園の樹木について一緒に考え、理解を深め、できることから関わっていく——そんな市民と行政の協働による公園づくりにつなげていきたいと考えています。

1-2 位置づけ

本指針は、静岡市の緑化施策の上位計画である「静岡しみどりの基本計画」の基本理念を受け継ぎ、市民の「Well-being（幸福感・生活の質）」の向上に寄与する「質の高いみどり」を保全・創出するための公園樹木に関する維持管理の方針を示すものであり、緑の基本計画アクションプランの一つとして位置づけます。（図1参照）

【図1：体系図】



【用語解説1】



※静岡しみどりの基本計画とは？

都市緑地法第4条に規定する法定計画であり、みどりの保全や緑化の推進に関して、将来目指すべき都市像と基本方針、計画を実現するための施策や取組を定めているみどりのマスタープランです。市民の生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に図ることを目的として、静岡市におけるまちづくりの方向性を示しています。（令和7年3月改訂）

【用語解説 2】

※「Well-being (ウェルビーイング)」とは？

市民の「満足度・幸福度」を意味する言葉です。

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を表します。(引用：静岡市緑の基本計画)

※「質」の高いみどりとは？

みどりには、みどりが存在することによって都市機能等にもたらされる「存在効果」と、みどりを利用する市民にもたらされる「利用効果」とがあります。みどりが持つ防災機能、憩いの場やコミュニティ形成・健康増進の場としての機能など、存在効果と利用効果とを最大限に発揮することが「質」の高いみどりの創出につながるとともに、「質」の高いみどりを保全していくことが、市民の Well-being の向上につながります。

(引用：静岡市緑の基本計画)

1-3 対象とする公園と樹木

本指針は、静岡市が管理する公園（都市公園、その他の公園）に適用し、対象樹木は、対象公園内に生育する樹木とします。ただし、公園内で自然な状態で保たれている樹林地や景勝地等の樹木は対象外とします。（例：風致公園や緩衝緑地、八幡山公園、清水船越堤公園などの樹林地）

【表1：静岡市が管理する公園数 令和7年3月31日時点】 資料編 P.1 参照

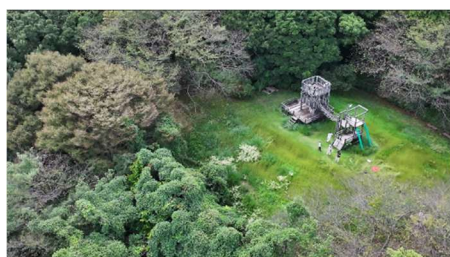
種類	種別	箇所数	面積 (ha)	公園例
住区公園	街区公園	421	69.54	鷹匠公園、洪川中公園など
	近隣公園	22	39.37	常磐公園、森下公園、秋葉山公園など
	地区公園	2	12.54	城北公園、八幡山公園
都市基幹公園	総合公園	5	96.27	駿府城公園、清水船越堤公園など
	運動公園	1	15.81	日本平運動公園
特殊公園	歴史公園	1	5.80	登呂公園
	風致公園	11	35.58	谷津山自然公園、羽衣公園、日本平公園など
緑地	緑地	72	179.54	安倍川緑地、用宗緑地、富士川緑地など
緑道	緑道	1	0.27	中田川緑道
緩衝緑地	緩衝緑地	2	1.06	潮風の散歩みち緑地、道下緑地
その他の公園		45	8.40	都市公園法に基づく都市公園以外の公園
計		583	464.18	

【樹林地について】 資料編 P.3 参照

公園内で自然な状態で保たれている樹林地の樹木については、個々の樹木を対象とした維持管理の考え方とは性質が異なることから、本指針の対象外としています。

一方で、樹林地は、景観の形成や生物多様性の確保、防災機能の発揮など、公園全体の価値を支える重要なみどりであり、そのあり方について一定の考え方を整理しておくことは重要です。このため、樹林地については、樹木一本ごとの管理ではなく、樹林全体を一つのまとまりとして捉え、自然性や環境特性を尊重しつつ、安全確保や利用との調和に配慮した関わり方を基本としていきます。

【写真1：葵区 谷津山自然公園】



【写真2：清水区 清水船越堤公園】



1-4 本指針の構成

本指針では、未来に向けて“どのような公園樹木の姿を実現したいか”という理想像を起点に、そこから逆算して必要な取り組みを整理する「バックキャストリング」の考え方を取り入れています。

この考え方をわかりやすく示すため、図2のように、未来から現在へ、そして課題解決へとつながる流れで構成しています。

- (1) 未来（あるべき姿）を見据える
- (2) 現在の状況を把握する
- (3) 生じている課題を整理する
- (4) 課題を解決するための方針を定める
- (5) 実現に向けた取り組みにつなげる

この流れに沿って、「効果→あるべき姿→現状→課題→方針→実現」という順で章を展開していきます。

【図2：指針の構成】



第2章 ～公園樹木の効果について～

公園は、市民の皆さんが散歩や休憩、季節の移ろいを感じる場として親しまれています。こうした公園の心地よさを支えている重要な要素が、公園に育つ樹木です。

公園樹木には、「存在すること」によって都市環境を改善する効果（存在効果）と、「公園を利用することで得られる体験」による価値（利用効果）の双方があります。本章では、この2つの視点に基づき、公園樹木がもたらす多面的な効果を整理し、具体的に示していきます。

これらの効果を理解することで、公園樹木が日々の暮らしにもたらしている恩恵をより身近に感じるとともに、樹木を単なる景観づくりの一部としてではなく、市民の心の豊かさや健康に寄与する大切な資源として捉えることができます。資料編 P. 4～6 参照

2-1 公園樹木の効果

(1) くつろぎ・休息の場となる（利用効果）



樹木は木陰や緑の景色をつくり、訪れる人に安らぎを与えます。広がる樹冠や自然な樹形は、視覚的な快適さと共に、ベンチや芝生での休憩を心地よくします。

緑視率が高い空間は、ストレス軽減やリラクゼーション効果が高くなることが社会実験等により確認されています。

【用語解説3】

※緑視率とは？

私たちが普段の生活の中で目にしている景色に、どのくらい緑が見えているかを表した割合です。緑視率の計測対象となるみどりは、直接視覚で認識できる樹木（幹・枝等を含む）や草地、壁面緑化、芝生等のみどりです。人の視野に近い高さに設置したカメラで撮影をした写真に占めるみどりの面積を計測し、緑視率を算出します。

(2) 気温を下げる（存在効果）



樹木は葉や枝で日差しを遮り、木陰をつくれます。また、葉から水分を蒸散させます。これにより、地面や周囲の温度が下がり、夏場の公園では涼しく快適な空間を提供します。直射日光を防ぐことで、熱中症のリスクを減らす効果もあります。

温暖化が深刻な問題となっている近年では最も重要な効果と言えます。

(3) 快適に遊ぶ（利用効果）



樹木による木陰や遮熱の効果は、夏場の公園利用において、遊具の表面温度の上昇を抑え、木陰の下で涼しく遊べる空間を生み出します。

これは、公園を利用する中で実感される樹木の利用効果の一つであり、公園の快適性を高める役割を担っています。

(4) 季節を感じさせる（利用効果）



春の花、夏の深緑、秋の紅葉、冬の枝ぶり、香りなど、樹木は四季の移ろいを五感に伝えます。

お花見や紅葉狩りなどレクリエーションとしても楽しみ、都市生活においても心の豊かさを感じることができます。

(5) 景観に潤いを与える（存在効果）



健全に育った樹木は、美しい樹形と緑の彩りで都市景観を向上させます。美しい樹木のある景観は、地域の魅力を高める効果もあり、まちづくりに欠かせない要素です。

(6) 自然学習の場になる（利用効果）



多様な樹種や生態系を観察できる公園は、子どもから大人まで自然を学ぶ場になります。環境教育や生物多様性の理解を深める機会として、学校教育や地域活動にも活用されています。

(7) 生き物の住処になる（存在効果）



樹木は鳥や昆虫、小動物の生息環境を提供します。都市における生物多様性の確保に重要な役割を果たし、自然と人間の共生を支えます。

(8) 暮らしを守る (存在効果)

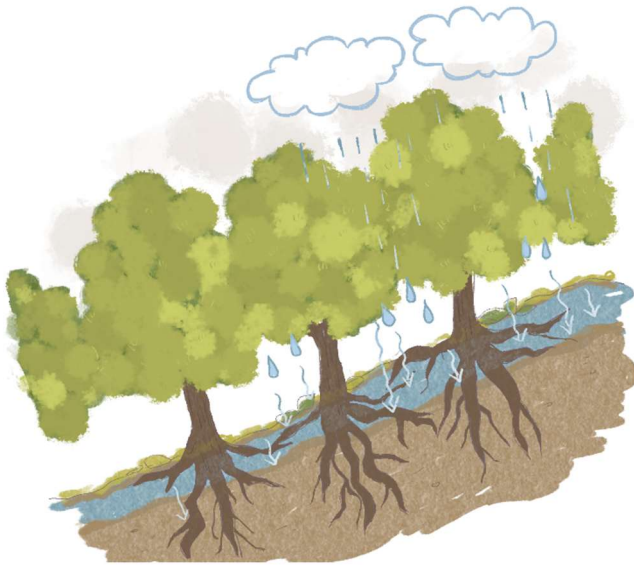
葉や枝が音を吸収・遮断するため、交通音や騒音を軽減し、静かな環境を作ります。また、樹木により強い風をやわらげる効果もあります。

火災時には延焼を抑える緩衝帯として機能します。また、視線を遮ることでプライバシーを守る効果もあります。



(9) 災害を防ぐ (存在効果)

樹木の根は土壌をしっかりと保持し、雨水による浸食や土砂流出を防ぎます。斜面や川沿いでは、樹木があることで地面が安定します。



第3章 ～公園樹木の目指すべき理想の姿～

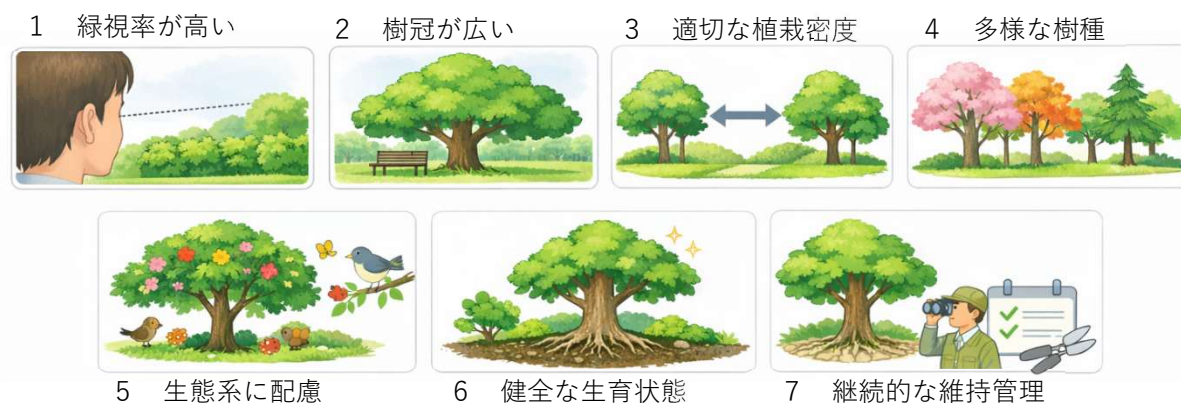
公園樹木が本来持っているさまざまな効果を、今後も安定して発揮し続けるためには、「どのような状態の樹木が望ましいのか」という共通のイメージを持つことが重要です。

第2章では、公園樹木が私たちの暮らしにもたらす効果について整理しました。本章ではそれを受けて、これらの効果が十分に発揮されている状態、すなわち公園樹木の「理想の姿」を示します。

理想の姿について「7つの視点」と樹木の状態を以下に整理しました。

これは、公園樹木が安全で、快適で、長く親しまれる存在であるための状態の目安（ものさし）になります。

【図3：目指すべき理想の姿の7つの視点】



3-1 目指すべき理想の姿（樹木の状態）

(1) 緑視率が高い（みどりが感じられる）

【樹木の状態】

- ・公園内の景色の中に、健全なみどりが見られる
- ・公園内の景色を見たとき、目に入る範囲にみどりが多い状態



【コラム1】理想の緑視率はどれくらい？

緑視率（用語解説3参照）が **25%を超えると視覚的に「みどりが多い」と感じ、心理的効果（安らぎ・潤い）が高まる** という調査結果が出ています。

参考：「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課

(2) 樹冠が広い

【樹木の状態】

- ・ 枝葉が自然な樹形で広がっている
- ・ 枝葉が健全に生育できる空間がある
- ・ 木陰をつくっている



(3) 適切な植栽密度である

【樹木の状態】

- ・ 植栽間隔が適切である
- ・ 樹木の高さが適切である
(高すぎない、低すぎない)



(4) 多様な樹種がある

【樹木の状態】

- ・ 3種類以上の樹種がある
- ・ 常緑樹、落葉樹、広葉樹、針葉樹などが混在している
- ・ 季節の変化（花・紅葉）が楽しめる



(5) 生態系に配慮されている

【樹木の状態】

- ・ 花や実をつける樹木がある（食餌）
- ・ 枝葉の広がりがある（生息環境）



(6) 健全な生育状態である

【樹木の状態】

- ・ 樹勢が良い
- ・ 根が健全に張れる空間がある（土壌が良い）
- ・ 幹の枯れ、枯れ枝がない
- ・ 病虫害がない



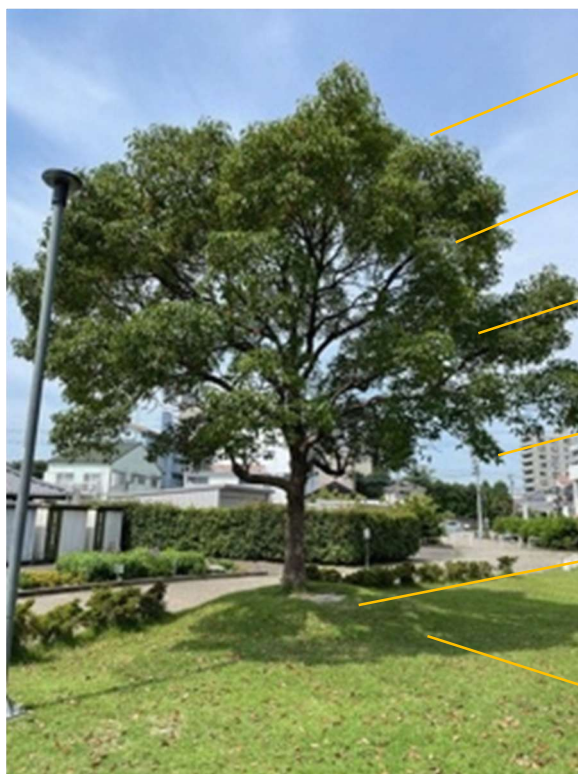
(7) 継続的な維持管理がされている

【樹木の状態】

- ・ 樹高、枝葉の密度が適切である
(剪定されている)
- ・ 定期的な点検が行われている



【写真3：理想の姿に近い樹木の状態（例）】



視界の中のみどりが多い
(緑地率が高い)

樹木の間隔や高さが適切
(適切な植栽密度)

樹冠が自然に広がっている
(枝葉の広がりがある)

枝枯れや病虫害がなく
樹勢が良好

高植え（根元を周囲の地面
より高く土を盛り植えている）により根の張りが良い

木陰をつくっている

次章では、この理想の姿と現在の公園樹木の姿を比較し、どの部分に課題があるかを整理していきます。

理想と現状の違いを明らかにすることで、限られた財源の中でも、より効果的な管理方針や優先順位を検討することができるようになります。

第4章 ～公園樹木の現状と課題～

静岡市の公園の多くは、開園から30年以上が経過しており、公園樹木も同様に長い年月をかけて成長してきました。

その結果、公園内には一定のみどり量が確保され、景観形成や木陰の創出など、さまざまな役割を果たしてきました。

一方で、樹木の生育年数の経過や利用環境の変化に伴い、公園樹木の状態には公園ごと、樹木ごとに差が生じています。以下に、現在確認されている主な状況を整理します。

本章では、第3章で示した「公園樹木の理想の姿」を踏まえながら、現在の公園樹木の状況を整理し、主な問題点と課題を明らかにします。資料編P.7～参照

4-1 公園樹木の現状（事実）

(1) 老木化

【写真4：老木化した樹木】



植栽から30年以上が経過している樹木の中には、樹勢の低下が見られるものがあります。

これにより、枯れ枝の発生や枯損木の発見が増えています。

資料編P.9参照

(2) 土壌の不良

【写真5：踏み固めにより固くなった土壌】



樹木の生育基盤となる土壌については、長年の利用や踏圧の影響により、固結や排水不良が生じている箇所が見られます。

こうした状況は、根の健全な生育に影響を与える要因の一つとなっています。

(3) 過密化

【写真6：狭い敷地内に高木が密になっている状況】



植え付け当初は適切であった植栽間隔についても、樹木の成長に伴い、枝葉が重なり合い、生育空間が狭くなっている事例が見られます。

その結果、十分な日照や通風が確保されにくい状況が生じています。

(4) 境界付近の植栽配置

【写真7：枝が境界を越境している樹木】



境界付近に植栽された樹木の中には、枝葉が公園外へ越境している事例や、見通しに影響を与えている事例があります。

(5) 高木化

【写真8：低木が生長し過密化している状況】



中低木として植栽された樹木が成長し、高木化しているケースが見られます。

これにより、植栽帯全体の密度が高くなっている公園もあります。

(6) 限られた維持管理費

【写真 9：強剪定のため樹形不良となっている樹木】



樹木の生長に伴い、維持管理に要する内容や費用も年々増加しています。

限られた予算の中で、安全性や利用環境の確保を優先しながら維持管理を行ってきた結果、剪定方法や管理のあり方について、検討が必要な状況が見られます。資料編 P. 12 参照

4-2 公園樹木の問題点（困りごと）

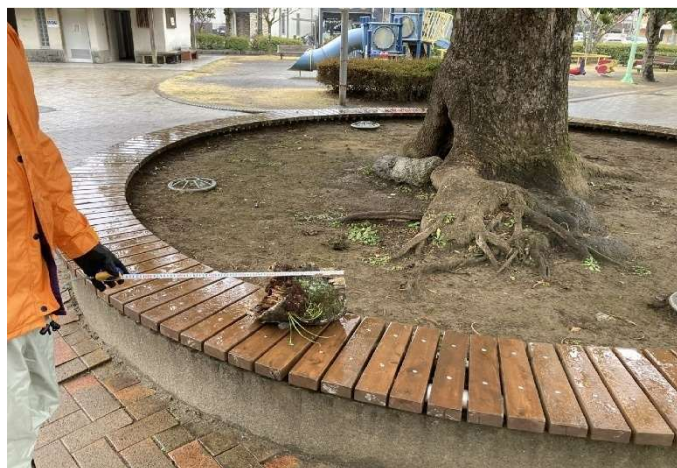
前節で整理したように、公園樹木の生育状況や植栽環境には、公園ごとにさまざまな特徴が見られます。

こうした状況は、樹木そのものの状態にとどまらず、公園の利用環境や周辺環境との関係にも影響を及ぼす場合があります。

以下では、現在確認されている主な状況を、公園利用の視点から整理します。

(1) 倒木・落枝のリスク

【写真 10：ベンチに落下した枯枝】



樹木の老朽化や弱り、土壌の不良、不適切な植栽配置、樹木への過度な負担などにより、倒木や落枝が起こる恐れがあります。人身や器物破損事故につながる危険もあり、公園の安全性をより高めていくための対応が求められています。資料編 P. 13～参照

(2) 景観の悪化

【写真 11：強剪定により樹形不良となっている樹木】



境界付近や道路沿いに植栽された樹木の中には、剪定方法や生育状況の違いにより、樹形のばらつきが見られます。

これにより、公園内外からの見え方に影響が生じています。

(3) 見通しの低下

【写真 12：公園外から公園内の見通しが悪化】



樹木の成長や高い植栽密度により、公園内の見通しや通行のしやすさに影響が及ぶことがあります。

こうした状況は、防犯面や利用時の安心感に関わる要因の一つとなっています。

(4) 公園内施設の損傷

【写真 13：根上がりによる舗装の損傷】



土壌条件や植栽空間の制約により、樹木の根が地表に現れる「根上がり」が見られる箇所があります。園路や広場の舗装、配管等に段差や損傷が生じています。

その結果、歩行の支障となっている箇所があります。

(5) 近隣施設への被害発生

【写真 14：民地へ枝葉が越境している状況】



境界際への植栽や剪定状況により、落葉や害虫の発生、枝葉の落下が確認されています。

これに伴い、近隣の住宅や施設との調整が必要となるケースも見られます。

(6) 通行の支障

【写真 15：枝葉が建築限界を侵している状況】



境界際への植栽により、伸長した枝葉が道路や園路の建築限界を侵し、歩行者や自転車の通行に支障を及ぼしています。通行の妨げとなるだけでなく、接触や転倒などの危険もあります。

【用語解説 4】

※建築限界とは？

建築限界とは、道路や園路で人や自転車、車両が安全に通行できるよう、障害物を設けてはいけない空間のことです。

道路法に基づく基準では、歩道では地面から 2.5M、車道では 4.5M の高さまで、枝や構造物が入り込まないよう確保する必要があります。

これらの現状・問題点がある状況では、公園樹木が本来持つべき効果が十分に発揮されず、公園利用者や近隣住民の皆様へ「安全・安心 (Well-being)」の提供が十分ではないと言えます。

4-3 公園樹木管理の課題

これまで整理してきた公園樹木の問題点は、倒木や落枝による安全上の支障、見通しや通行性の低下、近隣への影響、そして維持管理の負担増大など、単独の事象ではなく、樹木の生育環境や植栽配置、管理体制のあり方と深く関係しています。

これらの問題を将来にわたって繰り返さないためには、個別の対症的な対応にとどまらず、公園樹木が本来持つ効果を安定して発揮できる状態を目指し、管理の考え方や仕組みそのものを見直していく必要があります。

本指針における「課題」とは、現在生じている問題点を踏まえ、公園樹木のあるべき姿と現状とのギャップを整理したうえで、今後重点的に取り組むべきテーマを示したものです。

本章では、この考え方にに基づき、公園樹木の課題を「安全」「生育環境」「管理体制」「景観」の4つの柱で整理します。

【現状・問題点】

公園樹木の持つ効果が十分に発揮できておらず、公園利用者・近隣住民へ安全・安心（Well-being）の提供が十分ではない状態

【課題】

あるべき姿と現状とのギャップを解消するために、今後重点的に取り組む必要があるテーマ

【あるべき姿】

公園樹木の持つ効果を最大限に発揮させる維持管理を行い、質の高いみどりを保全・創出すること

課題1 公園利用者・近隣住民の安全・安心の確保

公園樹木の老木化や樹勢の低下、高木化、過密な植栽配置などにより、倒木や落枝の発生、枝葉の越境、見通しの悪化といった安全上の支障が生じています。これらは、公園利用者の事故リスクを高めるだけでなく、周辺道路の通行支障や近隣住民への被害につながるおそれがあります。

このため、樹木の状態を適切に把握したうえで、被害が発生してから対応するのではなく、被害を未然に防ぐ視点に立った管理が求められています。公園利用者および近隣住民が、日常的に安心して公園を利用できる環境を確保することが、公園樹木管理における重要な課題です。

課題2 適切な生育環境の確保

公園樹木の多くは、開園当時の植栽条件のまま長期間にわたり生育してきた結果、土壌の劣化や狭い植栽空間、過密な配置などにより、健全な生育が妨げられている状況が見られます。こうした生育環境の不良は、樹勢の低下や病虫害の発生を招くだけでなく、樹木本来の効果が十分に発揮されない要因となっています。

このため、公園樹木が長期にわたり健全に生育し、その効果を安定して発揮できるよう、樹木の生育基盤や植栽配置を含めた適切な生育環境を確保していくことが重要な課題です。

課題3 効率的な維持管理方法の追求

これまで、公園樹木の維持管理は、隔年での剪定や自治会等からの要望を踏まえ、限られた維持管理費の中で対応してきました。

こうした条件のもと、予算や人員の制約もあり、樹木の状態に応じた計画的な管理よりも、必要に応じた対応が中心となる傾向があります。

このため、点検結果や管理履歴を中長期的な視点で整理・共有し、維持管理に継続的に活かしていく仕組みづくりが、今後の取組において求められています。

限られた維持管理費を有効に活用しながら、計画的かつ持続的に公園樹木を管理していくため、より効率的な維持管理方法を検討していくことが重要な課題です。

課題4 公園内外の景観との調和

公園樹木は、都市の景観を構成する重要な要素であり、公園の印象や地域全体のイメージに大きな影響を与えています。

しかし、樹木の老木化や過密な植栽、強剪定や不適切な配置などにより、樹形の乱れや見通しの悪化、周辺環境との不調和が生じている公園も見られます。こうした状況は、公園の快適性や利用満足度の低下につながる要因となっています。

このため、公園樹木を単なる緑の要素としてではなく、地域の景観や個性を形成する資源として捉え、周辺環境や地域特性と調和した維持管理を進めていくことが求められます。

公園景観の質を高めることは、公園の魅力向上にとどまらず、地域への愛着や誇りの醸成、ひいては地域全体の価値向上につながる重要な課題です。

本章で整理した課題は、公園樹木のあるべき姿と現状とのギャップから生じています。これらを解消し、樹木の効果を将来にわたり発揮させるため、次章では維持管理の基本的な考え方と方向性を示します。

第5章 ～公園樹木管理の基本方針～

5-1 公園樹木管理の基本方針

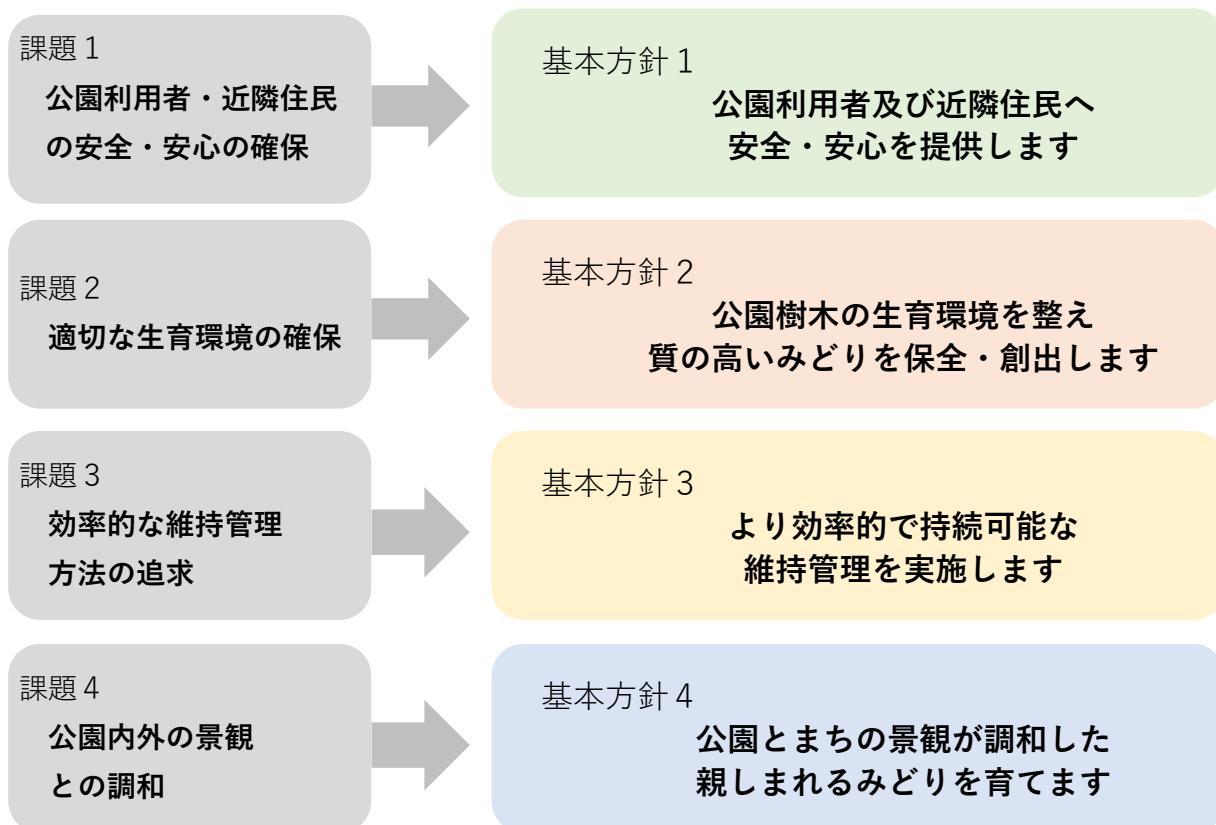
前章では、公園樹木の現状と課題を整理し、理想の姿との間に生じているギャップを明らかにしました。

これらの課題を解消し、公園樹木が本来持つ効果を将来にわたって発揮し続けるためには、個別の対応にとどまらず、維持管理の考え方や判断の軸を明確にすることが重要です。

本章では、前章で整理した課題を踏まえ、公園樹木管理における基本的な考え方と、今後取り組むべき方向性を示します。

これらの基本方針は、日常の維持管理や再整備、更新等を検討する際の共通の判断の軸として位置づけるものであり、限られた資源の中でも、効果的かつ継続的な公園樹木管理を進めるための指針となるものです。

【課題・基本方針のつながり】



基本方針1 公園利用者及び近隣住民へ安全・安心を提供します

公園は、子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できる場であることが求められます。そのため、公園樹木については、倒木や落枝、枝葉の越境などによる事故や支障を未然に防ぐことを最優先とし、樹木の状態を適切に把握したうえで、安全性を確保する維持管理を行います。

被害が発生してから対応するのではなく、予防的な視点に立ち、公園利用者および近隣住民が日常的に安心して公園を利用できる環境の維持を目指します。

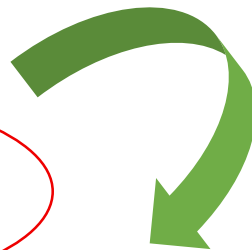
取組例① 国の指針に基づき日常点検及び定期点検を行い、樹木の健全度を記録・管理し倒木・落枝等による事故を未然に防止 資料編P.18～参照

取組例② 樹木の生育基盤を改善し、根上がり等を防止することで園路広場の凹凸を解消

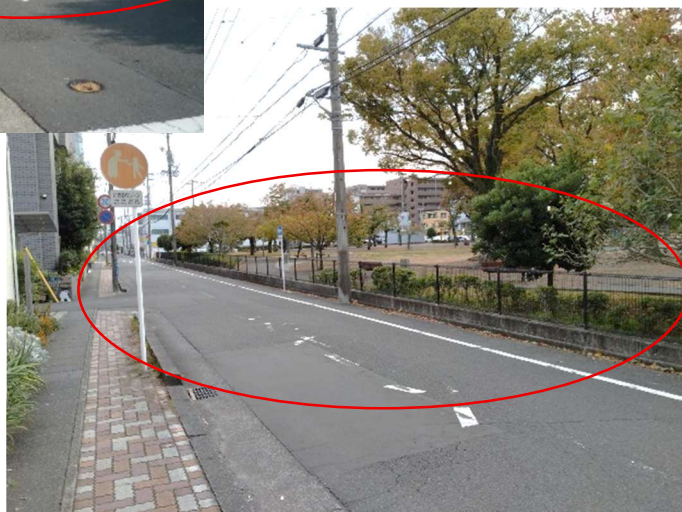
取組例③ 植栽密度の適正化や適切な剪定を行い、公園内外からの見通しを確保し、鬱蒼とした公園内の暗がりを解消

【事例1：駿河区 森下公園 再整備工事にて植栽密度を改善し見通しの悪さを解消】

再整備前



再整備後



・低木の植栽密度及び高さを適正化し公園外からの見通しを確保した事例

基本方針2 公園樹木の生育環境を整え質の高いみどりを保全・創出します

公園樹木が本来持つ効果を十分に発揮するためには、樹木が健全に生育できる環境を確保することが不可欠です。

土壌や植栽空間、植栽密度、配置のあり方を見直し、樹木が無理なく成長し、自然な樹形を保てる生育空間の確保に取り組みます。

これにより、樹勢の維持・回復を図るとともに、長期的に安定した公園樹木の育成につなげます。

取組例① 植栽密度の高い植栽地の間伐等を行い、適切な植栽密度を確保

取組例② 植栽配置の考え方を整理し、公園樹木の効果を最大限に発揮させる

取組例③ 枝葉、根が十分に生長できるように生育基盤の改善や植栽配置を見直し、自然樹形を維持

【事例2：駿河区 森下公園 再整備工事にて高木を間伐し適切な植栽密度を確保】

再整備前



再整備後



- ・高木を樹冠が重ならない程度に間伐し、植栽密度の適正化を図った事例
- ・樹木による暗がりも解消されている

基本方針 3 効率的で持続可能な維持管理を実施します

限られた維持管理費や人員の中でも、公園樹木の管理を将来にわたり継続していくため、効率的かつ効果的な維持管理を進めます。

樹木の状態や特性に応じた管理方法を選択するとともに、点検結果や管理履歴の共有を通じて、計画的な維持管理を行います。

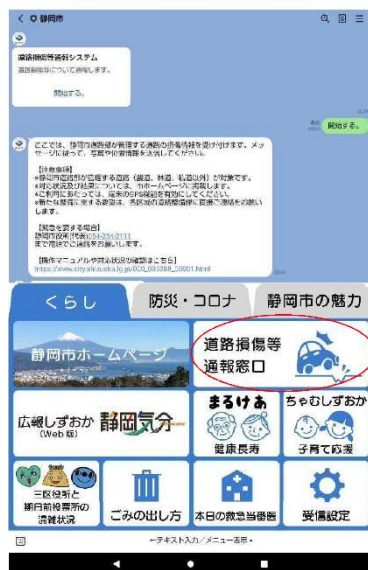
一時的な応急対応に依存せず、長期的な視点で公園樹木を支える持続可能な管理体制の構築を進めます。

取組例① 市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて関わり、続けやすい維持管理体制を構築

取組例② デジタル技術を活用し、効率的かつ効果的な維持管理を実施することで、公園利用者の利便性の向上及び維持管理関係者の負担を軽減

取組例③ 剪定枝の堆肥化や伐採木を配布することにより、公園樹木のリサイクル（二次利用）を推進

【事例 3：静岡市公式 LINE を利用した道路損傷等通報システム】



- ・ 静岡市道路部のデジタル技術活用事例
- ・ 道路の損傷を発見した際、静岡市 LINE 公式アカウントから、損傷状況の写真や位置情報を送信して通報することができるシステム
- ・ 道路損傷情報の素早い把握と迅速な対応につなげている
- ・ 公園版のシステムを検討

【事例 4：伐採木を園芸市の来場者へ配布】



- ・ 毎年、春と秋に実施している緑化推進イベント（園芸市）にて、維持管理業務内で伐採木を来場者へ配布した事例
- ・ 薪や丸太椅子として利用できると好評
- ・ 資源のリサイクル、処分費の軽減に貢献している

基本方針4 公園とまちの景観が調和した親しまれるみどりを育てます

公園樹木は、都市景観や地域の個性を形づくる重要な要素です。

そのため、安全性や生育環境の確保に加え、周辺環境や地域特性との調和に配慮した維持管理を行います。

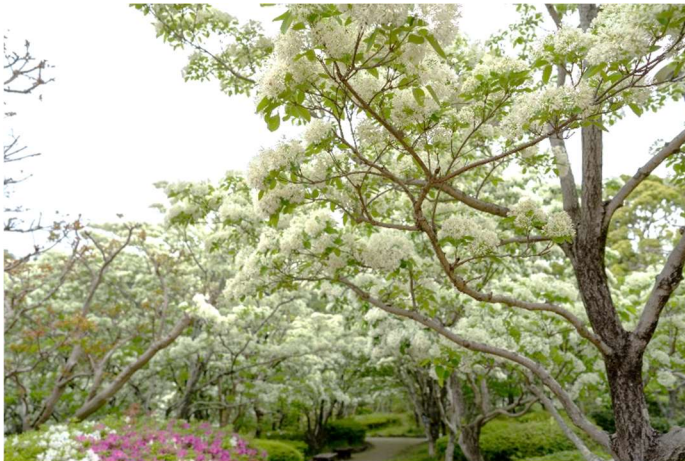
樹形や緑量、眺望への配慮を通じて、公園の魅力を高めるとともに、地域に親しまれ、誇りにつながる景観の形成を目指します。

取組例① 地域との協働による維持管理を実施し、地域が誇れる景観やシンボルツリーを保全

取組例② 可能なかぎり自然樹形に近い形になるよう剪定を実施し、美しい樹形を維持

取組例③ 適切な植栽配置や間伐等を実施し、富士山等の静岡市らしい公園からの眺望を確保

【事例5：葵区 城北公園のヒトツバタゴ（ナンジャモンジャ）の並木】



- ・毎年4月下旬から5月上旬に見頃を迎える城北公園のヒトツバタゴ並木
- ・市内外から開花の間合せがあり市を代表する景観を創出している事例

【事例6：清水区 清水船越堤公園からの富士山と市街地の眺望】



- ・中央広場から見られる清水区市街地の眺望を阻害しないように低木の高さを70cm～80cm、厚みを現況から8割程度に抑える剪定を実施した事例
- ・富士山と駿河湾、清水区市街地が一望できる静岡らしい眺望を確保

第6章 ～公園樹木管理の将来像～

6-1 本指針の活用

本指針は、公園樹木の維持管理に関する基本的な考え方や判断の軸を整理し、日常の維持管理や再整備、更新等の取組に活かしていくための指針です。

個々の公園や樹木の状況はさまざまであり、すべてを一律に定めるものではありませんが、本指針に示した視点や方向性を踏まえることで、樹木の状態や公園の特性に応じた適切な対応を検討することが可能となります。

今後は、本指針を市民や職員、事業者等の関係者で共有し、公園樹木管理に関する共通理解を図りながら、計画的かつ継続的な維持管理の推進に活用していきます。

6-2 関係者の役割と連携

公園樹木は、日々利用する市民の身近な存在であり、地域の中で見守られ、支えられることで、その価値がより一層高まっていきます。

行政は、公園樹木管理の方向性を示し、安全性や持続性を確保する役割を担います。

一方、市民や地域の皆さまには、日常の利用や見守りを通じて、公園樹木に関心を持ち、気づいたことを共有していただくことが期待されます。

それぞれが無理のない形で役割を分かち合い、情報を共有しながら連携していくことが、公園樹木を健全に育て、安心して利用できる公園の維持につながります。



6-3 計画的・継続的な推進の考え方

公園樹木の維持管理を将来にわたって適切に進めていくためには、樹木や公園の状態に応じた計画だけでなく、それを担う人の知識や技術を継続的に高めていくことが欠かせません。

樹木は一本ごとに状態が異なり、気象条件や利用状況によっても管理の考え方は変わるため、画一的な対応ではなく、経験と判断力に基づいた対応が求められます。

そのため、本指針に基づく取組を進める中で、点検や維持管理を通じて得られた知見を共有し、職員や事業者の技術力や判断力の向上につなげていくことを重視します。

日々の業務の積み重ねを「学び」として活かし、継続的な人材育成や技術の継承を図ることで、公園樹木管理の質を安定的に高めていきます。

6-4 取組の具体化と推進

本指針は、公園樹木管理の基本的な考え方や方向性を示すものであり、実際の現場での取組を進めていくためには、より具体的な基準や方法を整理していくことが必要です。

そのため、指針の考え方を踏まえ、樹木の点検や剪定、伐採、更新などの具体的な対応を示した樹木管理マニュアルを作成し、日常の維持管理や再整備の場面で活用していきます。

マニュアルの作成にあたっては、これまでの管理実績や現場での知見を活かしながら、樹木の状態や公園ごとの特性に応じた判断ができることを重視します。

指針とマニュアルをあわせて運用することで、管理の考え方と実践をつなぎ、具体的な取組を着実に進めていきます。

今後は、こうした取組を通じて得られた経験や成果を蓄積し、公園樹木管理の質を高めながら、安全で快適な公園の維持につなげていきます。



6-5 公園樹木管理の将来像

これまでの章では、公園樹木が持つ効果や目指すべき理想の姿、現状と課題、そしてその解決に向けた基本方針と取組の進め方について整理してきました。

これらを着実に実行し、積み重ねていくことで、公園樹木の価値を将来にわたって守り、高めていくことが可能になります。

公園樹木は、一本一本が地域の景観や快適性、安全・安心、さらには市民の暮らしの質に深く関わる大切な財産です。

その価値を維持し、次の世代へ引き継いでいくためには、樹木の状態を良好に保つことに加え、行政だけでなく、市民や地域、事業者など多様な関係者が関わりながら、公園樹木を支えていく姿勢が重要となります。

こうした考え方のもと、本指針では「価値ある一本をみんなで育てる」ことを公園樹木管理の将来像とします。

これは、公園樹木を単なる管理対象としてではなく、地域の財産として捉え、日常の維持管理や再整備、見守りや関わりを通じて、その価値を共に育んでいく姿を表したものです。

一本一本の樹木と向き合い、適切な管理を積み重ねることで、安全で快適な公園環境を維持するとともに、市民の「Well-being（幸福感・生活の質）」の向上に寄与する「質の高いみどり」を将来へとつないでいくことを目指します。

公園樹木管理の将来像 ～価値ある一本をみんなで育てる～



静岡市 都市局

都市計画部 公園建設管理課